

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日及び
休日は、七
日当たりの
翌日)

目 次

◇ 告

示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

肥料の登録

肥料の登録の有効期間の更新

木材業者及び製材業者の登録

解除予定の保安林(二件)

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の当選人

◇ 公

告 行政書士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第八百七十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定す

る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
松田小児科医院	鳥取市大杵二二八の二	昭和五十一年十月二十一日

鳥取県告示第八百七十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
松田小児科医院	鳥取市大杵二二八の二	全国	昭和五十一年十月二十一日

鳥取県告示第八百七十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び 氏名又は名称
鳥取県 第四二九号	四・〇かにかがら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	境港市米川町一〇六 有限会社 寺田水産 代表取締役 寺田 益 範
鳥取県 第四三〇号	四・〇かにかがら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	境港市外江町一五七二 中 井 登

鳥取県告示第八百七十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び 氏名
鳥取県 第三八五号	尿素入りぶどう 複合肥料	窒素全量 七・〇 りん酸全量 五・〇 アンモニア性窒素 三・一 加里全量 五・〇 水溶性加里 四・三	東伯郡北条町大字国 坂四七九番地 北条果実農業協同 組合 組合長理事 前田 正守
鳥取県 第四一一号	赤碕町梨複合肥 料二号	窒素全量 七・〇 アンモニア性窒素 三・六 りん酸全量 六・〇 可溶性りん酸 三・六 水溶性りん酸 三・二 加里全量 七・〇 水溶性加里 六・六	東伯郡赤碕町赤碕一 九九七の一 赤碕町農業協同組 合 組合長理事 森山 忠久
鳥取県 第四一二号	佐治梨複合肥料	窒素全量 七・〇 アンモニア性窒素 四・二 りん酸全量 四・〇 可溶性りん酸 二・二 水溶性りん酸 一・八	八頭郡佐治村字加瀬 木一、三〇〇番地 佐治村農業協同組 合 組合長理事 岡村 末廣

鳥取県 第四一四号	河原製複合肥料	加里 全量 六・〇 うち 水溶性加里 五・七	八頭郡河原町字渡一 木三五〇の二一 河原町農業協同組 組合長理事 横川 光夫
窒素 全量 八・〇 うち アンモニア性窒素 五・〇	りん酸 全量 六・〇 うち 可溶性りん酸 四・五	うち 水溶性りん酸 三・四 加里 全量 七・〇	
うち 水溶性加里 六・八			

木材業者	登録番号	登録年月日	住 所
八木第 八九号	八〇号	昭和五十一年八月一八日	八頭郡用瀬町宮原三七ノ一
"	九二号	二七日	安蔵八八ノ一
"	九一号	九月一日	鷹狩
"	九二号	二四日	赤波
"	九三号	三〇日	智頭町智頭二〇四ノ九
倉木第一〇〇号	一〇一號	八月二三日	倉吉市小鴨五八三ノ一
"	一〇二號	九月七日	越中町一五八ノ一
"	一〇二號	三〇日	東伯郡三朝町下西谷
米木第 八七号	八七号	七月七日	西伯郡会見町高姫三二九

鳥取県告示第八百八十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

向井 木材 商店	向井 文 男
奥 本 材 木 店	奥 本 政 市
大 家 製 材 材	大 家 義 美
西 村 材 木 店	西 村 晃
西 川 製 材 材 所	西 川 二 三 男
上 山 明 尊	上 山 明 尊
田 中 若 造	田 中 若 造
前 田 昌 利	前 田 昌 利
岡 田 利 次	岡 田 利 次

製材業者

登録番号

登録年月日

住 所

鳥製第 二八号 昭和五十一年九月二七日 鳥取市大覚寺字井古田一三ノ一

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
有限会社 松本材木店 松 本 三左男

八製第 六一号 " 八月二八日 八頭郡用瀬町宮原三七ノ一

向 井 文 男

" 六二号 " 二七日 " 安蔵

大 家 製 材 大 家 義 美

" 六三号 " 九月一日 " 鷹狩

有 限 会 社 上 紙 材 木 店 上 紙 義 美

" 六四号 " 二二日 " 別府

西 川 村 晃 進

" 六五号 " 二四日 " 赤波

西 川 二 三 男

倉製第 六二号 " 三〇日 " 智頭町智頭二〇四ノ九

大 栄 木 工 有 限 会 社 谷 口 新 正

二七日 東伯郡大栄町瀬戸一八〇ノ一

鳥取県告示第八百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（

昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字雨滝字畑谷東平八五九の二（次の図に示す部分に限

る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字別宮字暮見谷一一の一（次の図に示す部分に限

る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第八百八十三号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十五条第四項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

井口 芳雄 鳥取市今町二丁目二百五十一番地

公 告

昭和51年10月19日に実施した昭和51年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和51年11月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

谷本 英美 赤井 勝幸 谷口 貴史 和泉 清子 三柳 二郎
藤田 義彦 津村 勝 岩本 薫 吉田 才人